

神奈川県医師国保組合の組合員の皆様へ

新型コロナウイルス感染症の影響により、
次の要件を満たすかたは、
保険料が減免となります。

【保険料の減免の対象となる方】

①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯の方

⇒ **保険料を全額免除**

②新型コロナウイルス感染症の影響により、組合員の収入減少(※)が見込まれる世帯の方

⇒ **保険料の一部を減額**

※保険料が減免される具体的な要件

組合員の事業収入や給与収入など、収入の種類ごとに見た収入の何れかが、新型コロナウイルス感染症の影響により、前年に比べ10分の3以上減少する見込みであること。

注：申請にあたっては、収入を証明する書類が必要となります。

○**保険料の減免額**は、保険料額に事業収入等に係る減少率に応じて下記の減免割合をかけた金額です。

減少率	減免割合
5 / 10 以上	全額
5 / 10 未満 4 / 10 以上	3 / 4
4 / 10 未満 3 / 10 以上	2 / 4

○申請方法

「新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険料減免申請書」に証明書類(写)を添付して第一種(後期)組合員より申請してください。

○申請期限 令和2年12月25日 必着

○減免対象期間 令和2年4月分～令和3年3月分

○申請に必要な書類等については、組合事務局までお問い合わせ下さい。

神奈川県医師国民健康保険組合 電話：045-231-2685